

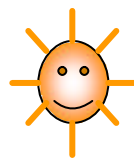
ボートオーナー、遊漁船業者、レンタル業者の方へ

# あなたは多くの人命を預かってます！

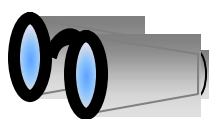
平成15年以降、横浜港内で見張り不十分を原因とするプレジャーボートの衝突による死亡事故が5件発生し、8名の尊い命が失われています(裏面参照)。これ以上、不幸な事故を起こさないよう以下のマナーを守って海のレジャーを楽しみましょう。

## 1 気象の変化に注意しましょう。

慣れた船でも風や雨、濃霧など天候、海況の変化により普段と全く変わったものになります。最新の気象情報を常に入手し、荒天が予想される場合、出港を見合わせたり、帰港することも命を守るために大切です。



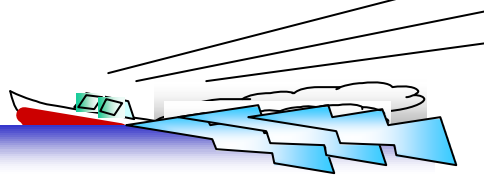
## 2 常に見張りを徹底しましょう。



海の上では絶えず周囲の状況が変化しています。航行中は他の船の動きや障害物の有無など常に見張りを励行しましょう。また、船長は釣りに夢中にならず絶えず回りの状況を確認しましょう。

## 3 スピードの出し過ぎに注意しましょう。

港内などの船舶通行の多い場所では、スピードの出し過ぎに注意しましょう。船の引き波によって付近に停泊中の船が大きく揺れるなどとても危険です。また、港内では大型船の進路を妨害しないよう早めに避航しましょう。



## 4 夜間の航行に注意しましょう。



夜間は船舶だけでなく、灯標や防波堤なども見えにくくなります。自船も相手から見やすいように法令で定められた灯火を掲げ

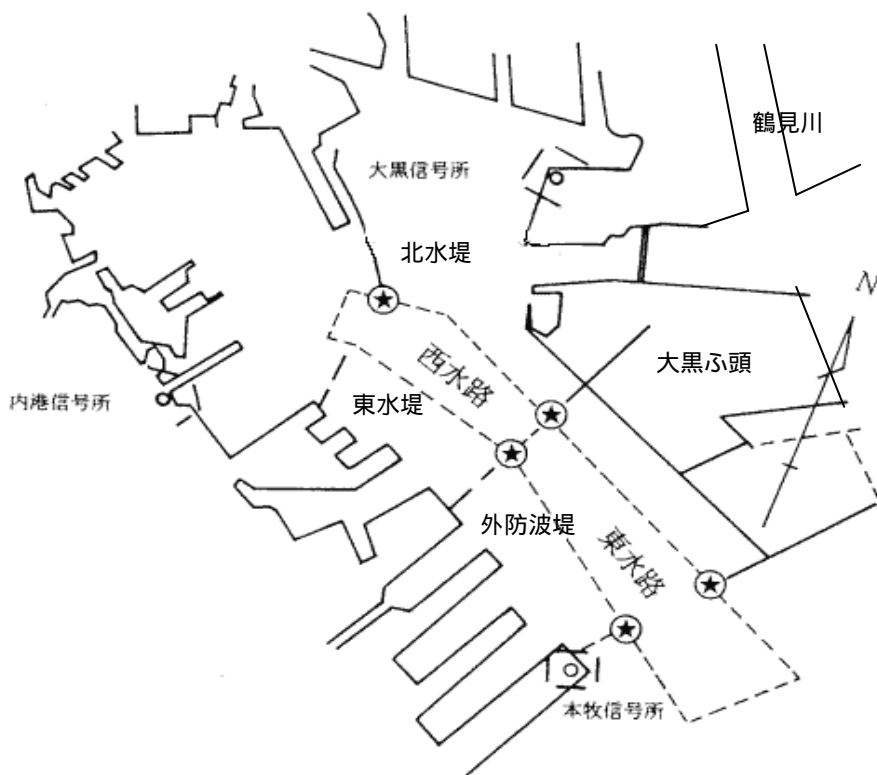
## 5 立入が禁止された施設への上陸は止めましょう。

防波堤など管理者によって立入が禁止された施設への上陸、渡船は危険ですのでやめましょう。

立入禁止



# 横浜港内でのプレジャーボートの衝突・死亡事故



H15.6.1発生  
2名死亡

H15.12.19発生  
1名死亡、3名重傷

H17.8.26発生  
1名死亡、4名重軽傷

H17.11.9発生  
2名死亡

H18.11.8発生  
2名死亡、2名重軽傷

このほか、死亡には至らない事故も多数発生しています。

たとえ事故にあっても、大切な命を自分で守るために、以下の事項を守りましょう

- 1 救命胴衣 (ライフジャケット) を常時着用しましょう。
- 2 携帯電話など適切な連絡手段を確保しましょう。
- 3 事故にあったら「118番」で海上保安庁に連絡してください。



118番

**発行：社団法人 関東小型船安全協会 (横浜支部)**

〒231-0011 横浜市中区太田町4-47 電話 045-201-7758

<http://www.shoankyo.or.jp/>

**監修：横浜海上保安部 航行安全課**

〒231-0001 横浜市中区新港1-2-1 電話 045-201-1671

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/yokohama/>